

## OPINION

# 外務省で医師として働くというキャリア

## — どのような役割があり、どのような経験を積むことができるのか (上)



仲本光一\*1

寺井和生\*2

## ▶ KeyWords

医務官

外務本省診療所医師

海外緊急展開チーム (ERT)

本稿では、“外務省所属の医師”について、どのような組織、集団であるのか、どのような役割があり、どのような経験を積むことができるのか、詳しく説明していきたいと思う。医務官について知ること、海外医療情報収集において医務官を有効活用していただいたり、あるいは、医務官を希望される医師が現れることを期待している。

なお、本内容は所属する組織から資料提供を受けているが、基本的には個人の見解であることを初めにお断りしておきたい。

### はじめに

「在外公館医務官」(以下、医務官)の知名度は一般の方々の中で極めて低く、大使館訪問者は、開発途上国にある多くの大使館に医師が1名ずつ在籍することに驚かれることが多い。そして、現地大使館で詳細な現地医療事情(風土病、流行疾患や医療機関など)が得られることを知り驚嘆される。現地医療情報の提供は、医務官の重要な任務の1つである。

実は、日本人医師の間でさえ「医務官」は知られていない。興味がないのではなく、その存在が知られていないのだと思う。私自身、仕事について尋ねられ「医務官」と言うと、日本で勤務している多くの医師の反応は大変良好、と言うより過剰であることから頷ける。多忙そうな外来医師でさえ、「医

務官」と聞くと質問攻勢を仕掛けてくることが多い。

医務官は主として開発途上国に勤務し、医師として、在外公館館員及びその家族の健康管理、在留邦人の健康相談を行うとともに、外交官として現地医療情報をじかに収集し、国民に提供している。特に後者の「じかに現地医療情報を収集する」という面では、日本で唯一無二の医療専門家集団と言える。

### 1. 外務省における医務官制度

外務省における医務官は、1921年(大正10年)にペストが発生したニコリスク(ロシア)、1923年にウラジオストク(同)に嘱託医が派遣されたのが始まりである。戦後は、1963年(昭和38年)に在外公館への医師派遣が再開され、一番手として在ナイジェリア日本国大使館に医務官が派遣されることとなった<sup>1)</sup>。以後、年に1~5名の医務官が在外公館に新規配属され現在に至っている。なお、在外公館の医務担当職員の名称が公式に「医務官」と呼ばれるようになったのは1969年からである。

外務省医療職には、「医務官」及び「外務本省診療所医師」がいる。前述の通り、医務官は原則として、開発途上国にある大使館、あるいは総領事館に勤務し、健康管理医として、担当地域に勤務する公館職員とその家族(2016年1月現在、約7700名)の健康管理にあたる。一方、外務本省診療所医師は、外

\*1 外務省診療所長(写真)

\*2 外務省上席専門官

表1 外務医務官 配置公館 (2016年6月現在)

|  |
|--|
| 【アジア・大洋州地域 (23 公館)】  |
| インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、中華人民共和国、在広州総領事館、在上海総領事館、ネパール、パキスタン、在カラチ総領事館、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス、オーストラリア、パプアニューギニア、フィジー、(在瀋陽総領事館) (ミクロネシア)                                       |
| 【アフリカ地域 (34 公館)】   |
| アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ(民)、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、ルワンダ、(ナミビア) |
| 【中近東地域 (14 公館)】  |
| アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、(タジキスタン) (トルクメニスタン)  |
| 【北米・中南米地域 (20 公館)】   |
| アメリカ合衆国、在ニューヨーク総領事館、在マイアミ総領事館、在ホノルル総領事館*、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、キューバ、コロンビア、ドミニカ共和国、ニカラグア、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、エクアドル、(ハイチ) (パラグアイ) (在サンパウロ総領事館)  |
| 【欧州地域 (13 公館)】   |
| イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、オーストリア、カザフスタン、キルギス、セルビア、フランス、ロシア、在ウラジオストク総領事館、在ユジノサハリンスク総領事館、(モルドバ)  |

(注1) 国名のみ記した公館は全て大使館 例：インド=在インド大使館

(注2) 下線を引いた公館は先進国に設置された医務室で、医療事情の厳しい不健康地公館を支援することを目的の1つとしている

(注3) \*印の付いた公館は2017年4月より医務官非配属となる予定

(注4) ()内の在外公館は今後医務官が新規配属される予定

務省診療所に勤務する医師のことで、外務本省に勤務する職員の健康管理、在外職員と家族の赴任前後の健康管理等を行っている。

2016年6月現在、全266在外公館(兼館を含む)のうち104在外公館に107名の医務官が配属されている(表1)。各公館には原則、医務官1名が配属されている。医務官非配属公館のうち95公館では、医務官による巡回健診が定期的に行われている。また、先進国にある在外公館へは3年に1度、担当医務官が出向き、巡回医療相談を行っている。

本省診療所の医師は8名(診療所長1名、上席専門官1名、歯科医師2名を含む)であり、外務省全体として115名の医療職が在籍している。

なお、医務官は在外公館、外務本省診療所医師は福利厚生室に所属している。医療職の統括を行っている代表者が診療所長(医療職)であり、行政的視点から医務官をサポートしているのが上席専門官

(行政職)である。

## 2. 医務官業務

医務官の主な業務を表2に示す。医務官は国家公務員(外交官)として派遣され、正式な官職名は外務技官(大使館では書記官や参事官を兼任し、総領事館では領事を兼任する)であり、1公館当たりの任期は2~3年である。

基本業務は医療関連業務であるが、大使館職員の一員として事務業務をこなす必要がある場合も多い。例えば公式な設宴の準備、在外選挙など。これらを経験することも外務省に所属する者の醍醐味と言える。主な業務である医療業務は、公館内にある医務官用執務室に隣接した医務室で行われる。なお、医務室には医薬品や、任地の医療事情に応じて各種医療機器が配備されている。医務官は在外公館内で唯一の医療従事者であることが多く、多くが1人で

表2 医務官の主な業務内容

|   |
|---|
| 1. 在外公館に勤務する職員及びその家族(約7700名)に対する日常的診療   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員・家族に対する診察、加療</li> <li>・医務官非配属公館への巡回健診、医療相談</li> <li>・重症例での緊急移送手配</li> </ul>   |
| 2. 現地医療情報の収集並びに報告   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地医療施設の視察<br/>(外務省ホームページ内で「世界の医療事情」として公開)</li> <li>・感染症流行時の政府系機関での情報収集<br/>(外務省ホームページ内で「外務省海外安全情報」として公開)</li> <li>・現地邦人向け講演会の実施</li> </ul> |
| 3. 邦人援護業務の医療面での側面支援   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留邦人(131万人)や邦人渡航者(1621万人/年)への医療相談</li> <li>・任地での緊急事態(大規模災害やテロ事件など)発生時の被災邦人・遺族ケア</li> </ul>  |
| 4. 任地外での大規模自然災害やテロ事件発生時の側面支援  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外緊急展開チーム(Emergency Response Team: ERT)の一員</li> <li>・国際緊急援助隊(Japan Disaster Relief Team: JDR)の一員</li> </ul>                               |

医務室の管理運営を行っており、診療や医療相談のための周辺整備はすべて自身で行う必要がある。

一方で、医務室での医療対応には限界があり、邦人が精密検査や入院治療が必要な状況など、現地病院にお世話になる機会は多い。したがって、首都ではもちろんのこと、多くの邦人が滞在する都市にある現地病院情報の収集は重要であり、医務官は定期的に現地病院視察を行っている。どのような専門医がおり、どのような検査ができるのか、また検査や滅菌などは正確かつ安全に(日本国内の基準で判断)行われているか、さらに医療経費調査や医療費支払い方法など、調査する項目は幅広い。その情報は外務省ホームページ内で、「世界の医療事情」として一般に公開されている。

今後、医務官にとってますます重要になる任務として、新興・再興感染症分野への対応が挙げられる。世界規模での経済発展並びに航空機による迅速な移動に伴い、ジカ熱など局所に収まっていた感染性疾患が全世界で流行する危険性がますます高まってきている。さらに、途上国を中心にHIV/AIDS、結

核やマラリアが流行している。これら新興・再興感染症流行の経済的損失は甚大であり、各国政府内でも、早急な対応が重要という認識が高まっている。現地に駐在する医務官は、現地メディアや職員、SNS情報など非公式な情報から早期に異常事態に気付き、正式に公表される前に、現地保健省、WHO事務所や欧米諸国医務官などに確認を行っている。その情報は、外務省海外安全情報(感染症スポット・広域・危険情報)として一般に公開されている。その結果、日本政府として在留邦人に対し、適時適切な情報提供や注意喚起を行うことが期待される。

外務省の主たる任務は、外交と邦人援護(領事業務)であり、医務官も日常的に領事業務支援を行っているが、その延長線上として「海外緊急展開チーム(Emergency Response Team: ERT)」の一員としての役割も期待されている。邦人海外渡航者は年々増え<sup>2)</sup>、また在留邦人が増加する<sup>3)</sup>につれて、邦人が海外で大規模災害に遭遇したり、テロ事件に巻き込まれる可能性が高まってきている。

事実、2013年1月、在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生し、それを受け同年8月、領事局が中心となって外務省内にERTが設置された。テロ事件(バイオテロを含む)や大規模自然災害(感染症流行を含む)などの海外での緊急事態発生の際、ERTは速やかに現地に駆けつけ、邦人援護等の緊急事態対応を行う。ERT要員は外務省員の中から予め指名発令され、平常時は通常業務を行いながら、緊急事態発生時に至急現場に駆けつける。初動体制の確立のため、①事態及びその後の展開状況の把握、②取るべき体制の検討・策定、③情報収集などを行う。医務官も要員に組み込まれており、その役割として、メンタルヘルスケア(被害者本人やご家族・ご遺族に対する)や医学的見地からの情報収集が想定されている。

#### 【文献】

- 1) 後町洋一, 他: 海外疾病事情と外務医務官業務. 南山堂, 2001; 83(8): 167-171.
- 2) 2015年度日本人出国者数統計 [http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html]
- 3) 2016年度海外在留邦人数調査統計 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\_000043.html]